

## 船舶事故調査報告書

平成28年5月12日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成27年10月12日 16時20分ごろ
発生場所	北海道根室市花咲港南方沖 花咲灯台から真方位177° 72.8海里付近 （概位 北緯42° 04.0′ 東経145° 40.0′）
事故の概要	漁船第八十八吉丸は、操業準備のため南進中、甲板員が死亡した。
事故調査の経過	平成27年10月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八十八吉丸、29トン 142055、個人所有 29.55m×4.58m×1.71m、軽合金 ディーゼル機関、809kW、平成26年1月31日
乗組員等に関する情報	船長 男性 63歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成25年6月17日 免状交付年月日 平成25年6月17日 免状有効期間満了日 平成30年6月16日 甲板員A 男性 40歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.5～2.0m
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか9人が乗り組み、さんま棒受け網漁の目的で、平成27年10月12日10時00分ごろ花咲港を出港し、船長が操舵室で単独の操船に当たり、夕食後、集魚灯が取り付けられた棹（以下「集魚灯」という。）を振り出す作業（以下「操業準備作業」という。）を行いながら、約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南進した。 甲板員Aを含む乗組員9人は、右舷正横方向から波高約1.5～2.0mの波浪を受ける状況下、船首楼甲板付近に集合して操業準備作業を始め、同甲板のステージ両舷側に設けられた集魚灯のうち、右舷船

首側のものから順番に振り出して固定した後、左舷船首側の集魚灯（以下「本件集魚灯」という。）を振り出す作業に取りかかった。（写真1、写真2参照）



写真1 本船船首楼の状況

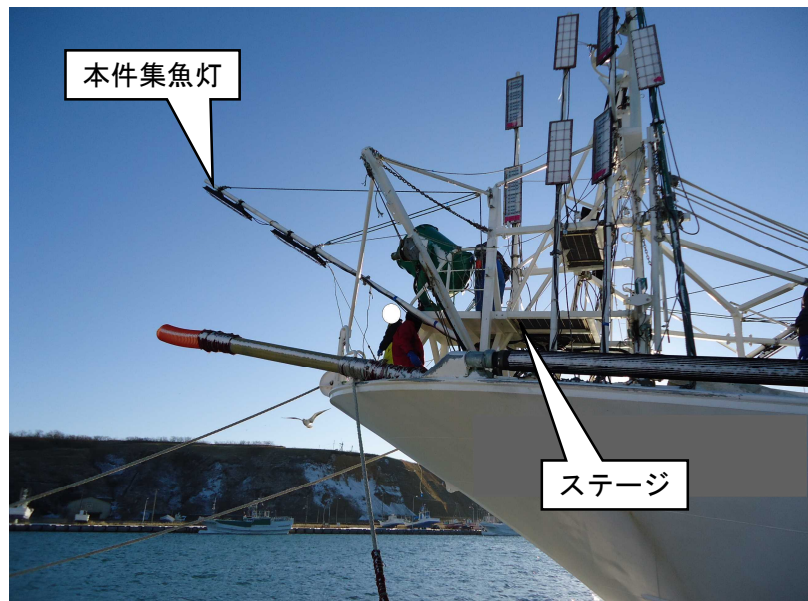


写真2 本件集魚灯の振出し状況

このとき、甲板員Aは、ステージの下方で、水平方向に倒された集魚灯を支える作業等に当たっていた。

甲板長は、ステージ上で他の乗組員と共に垂直状態で固定された本件集魚灯の固縛を解いた後、相互に声を掛け合いながら本件集魚灯を仰角約30°までゆっくり倒したとき、ステージの下方で作業をしていた甲板員Aが、ステージ左舷前端的支柱付近で、後方を向きながら頭部をステージの外側に出そうとするのを視認した。

甲板長は、16時20分ごろ、ステージ左舷前端的支柱付近から外側に出した甲板員Aの頭が、船体動揺に伴って右舷方に振れた本件集

魚灯と同支柱とに挟まれたところを目撃した。

(写真3参照)



写真3 事故発生場所の状況

甲板長は、甲板員Aが頭部を両手で押さえてうずくまったのを見て「大丈夫か」と声をかけ、一旦視線を外して再度同人を見たところ、脱力状態となって倒れていたため作業を中断し、甲板員Aを前部甲板に移送した。

船長は、異変を感じて降橋し、甲板員Aの状態を確認して心臓マッサージ、人工呼吸等の応急手当を施した後、海上保安庁に通報し、花咲港に向かった。

甲板員Aは、救急車で病院に搬送されたが、外傷性くも膜下出血による死亡と検案された。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

#### その他の事項

船長は、本事故当時、操業準備作業を開始する前、速力を約12knから約10knに減速した上、乗組員に対して「集魚灯を1本ずつ振り出すこと」、及び「注意して作業すること」をマイクで指示していた。

船長は、本事故当時よりも荒天下で操業した経験があり、波高約1.5～2.0mの波浪状況を特に時化<sup>しげ</sup>の状況とは思っていなかった。

甲板員Aは、本船には本年8月から乗船していた。

甲板員Aを含む乗組員は、本事故当時、カップ上下、ゴム長靴、ゴム手袋及び救命胴衣を着用していたが、ヘルメットは着用していなかった。

乗組員は、操業準備作業を行う際、ステージ上で集魚灯先端部の支持索を延ばして集魚灯を水平方向に倒す側と、下方で集魚灯を支える側との<sup>ふたて</sup>に別れ、相互に声を掛け合って集魚灯を所要の仰角まで倒

	<p>し、左右の振止め索を固縛した後、上下の動きを抑えるための索をスタンション等に固縛していた。</p> <p>船長及び甲板長は、甲板員Aがヘルメットを着用していれば、本事故の発生を回避することができたと、本事故後に思った。</p> <p>本件集魚灯の棹部分は、グラスファイバー製で、長さ約5.4m、直径約8cmであった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>甲板員Aの死因は、外傷性くも膜下出血であった。</p> <p>本船は、花咲港南方沖において、右舷正横方向から波高約1.5～2.0mの波浪を受けながら操業準備作業中、甲板員Aが、頭部をステージの支柱と本件集魚灯との間に入れたことから、船体動揺に伴って右舷方に振れた本件集魚灯と同支柱との間に頭部を挟まれて死亡したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、ヘルメットを着用していれば、被害を軽減することができた可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、操業準備作業を行う際、本件集魚灯の左右への動揺を振止め索で制御しながら振り出していれば、本事故の発生を回避することができた可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、操業準備作業が開始される際、波浪を船首尾方向から受けるよう変針していれば、船体の横方向への動揺を抑えることができ、集魚灯の横方向への振れを減少させることができた可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、花咲港南方沖において、右舷正横方向から波高約1.5～2.0mの波浪を受けながら操業準備作業中、甲板員Aが、頭部をステージの支柱と本件集魚灯との間に入れたため、船体動揺に伴って右舷方に振れた本件集魚灯と同支柱との間に頭部を挟まれて死亡したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>本事故後、本船は、操業準備作業を行う際、全員がヘルメットを着用して作業に当たる措置を講じた。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行しながら操業準備作業を行う際は、十分に減速し、波浪を船首尾方向から受ける針路に設定し、船体の動揺を極力減少させた状況で行うのが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

